

大阪地裁総第723号

令和8年7月7日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

3月30日付け（4月3日受付）で申出があり、4月13日付けで補正されました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和8年3月下旬に開催された、裁判所・検察庁と大阪弁護士会の現・新正副会長の夕食懇談会に関する文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話06（6363）1281（内線4122）